

（重要）本事務連絡は、10月29日（金）付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（令和3年8月30日付 文化関係独立行政法人の長・文化関係団体の長宛 文化庁政策課長事務連絡）においてもその内容について周知いたしました「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（令和3年8月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）において、「11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する」こととされていたところです。

今般、令和3年10月29日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「今後の催物の開催制限等の取扱いについて（事務連絡）」（以下「内閣官房事務連絡」という。）が発出されており、催物の開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」との方針の下、現在見直しを行っているところであり、見直しまでの当面の間は現在の開催制限等を維持する旨等が示されているところです。

本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和3年10月28日 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第10回）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai9/gijisida_i.pdf

- ・今後の催物の開催制限等の取扱いについて（令和3年10月29日付 各都道府県知事
・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20211029.pdf

- ・今後の催物の開催制限等の取扱いについて（令和3年8月27日付 各都道府県知事
・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210827.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（概要）（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030_928_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030_928_2.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--